

消費者が不要となった引火性廃油(灯油・ガソリン・軽油)の取り扱いについて ～法律相談(弁護士)への相談および回答～

相談日： 令和8年(2026年)8月5日 水曜日

相談概要： 市町村で処理困難物となっている【引火性廃油(灯油・ガソリン・軽油)】のガソリンスタンドおよび神奈川県石油業協同組合(以下「石油組合」)での引き取り業者紹介などの対応について

《 相談詳細① / 引き取り業者の紹介 》

- ・石油組合では、再生利用を目的として廃灯油を引き取る業者を、消費者に紹介している。
- ・紹介業者は、廃灯油を、原則として買取りし、かつ、出張費を別途徴収している。
紹介業者)一般廃棄物収集運搬業許可の取得なし。古物営業許可(13品目)取得あり。

※廃灯油の引き取り(買取り・出張費など)は、いずれかの法律に基づき適正であるか否か。

《 弁護士 回答① 》

- ・廃灯油の引き取り(買取り)は、古物営業許可の13品目のいずれにも該当しない。
⇒古物営業法には、該当しない
- ・買取りした廃灯油は、有価物として扱われる。
⇒「廃棄物の処理および清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という)には、該当しない。
ただし、有価扱い(買取り)となる廃灯油は、再生利用できるものに限られる。

■再生利用できない廃灯油(注1)は、家庭ごみであり一般廃棄物扱いとなり一般廃棄物収集運搬業許可のない者は、引き取る(買取り含む)ことはできない。

(注1)異物(水・さび・泥等)が混入している

【石油組合の結論】

- ・「廃掃法」遵守のため、石油組合では、廃灯油の引き取り業者を紹介いたしません

《 相談詳細② / ガソリンスタンドでの引き取り 》

- ・ガソリンスタンドでは、お客様が灯油を購入される際に、ポリ容器に残油(廃灯油)がある場合に、有償または無償で引き取ることがある。引き取った廃灯油は、一時的に保管し自社の産業廃棄物として処理している。
- ・ガソリンスタンドでは、一般的に、一般廃棄物収集運搬業許可の取得はなく、かつ、取得している場合でも、積替え保管の許可はない。

※「廃掃法」に基づく、ガソリンスタンドでの廃灯油の引き取りの適正性について確認。

《 弁護士 回答② 》

- 消費者が不要となった廃灯油は、家庭ごみ扱いとなり、一般廃棄物収集運搬業(積替え保管含む)の許可のないガソリンスタンドでは、引き取る(有償または無償)ことはできない。
⇒ガソリンスタンドでの引き取りは、「廃掃法」上、違法となる。

【石油組合の結論】

- ・「廃掃法」遵守のため、ガソリンスタンドで廃灯油を引き取りしないよう周知します